

仲吉朝助の勧農論——沖縄農業研究の端緒

並 松 信 久

要 旨

仲吉朝助（1867-1926, 以下は仲吉）は、これまで沖縄研究において同時期に活躍した謝花界（1865-1908, 以下は謝花）ほど注目されてこなかった。謝花界のように先駆性がなかったこと、物語性がなかったことが大きな要因であるのかもしれないが、それ以上に仲吉が着手した農業研究が、その後あまり進展をみなかつたことが大きな原因である。

仲吉は農科大学で教育を受けたが、それは本科ではなく、実業者養成を目的に実習教育を中心とする別科であった。仲吉は農業実践に即した教育を受けたが、それがそのまま沖縄農業に応用できるものではなかった。仲吉は卒業後に沖縄県にもどり、県庁の職員として数多くの実態調査を行い、史料の収集につとめ、さらに自然科学的な試験研究にも着手した。明治期沖縄において、このような農業研究を行った人物は他にいない。仲吉は実態調査や研究成果を編著書や論文にまとめている。その後、仲吉の編著書や論文は沖縄農業研究には欠かせないものとなるので、仲吉は明治期沖縄の農業研究の端緒を開いたといえる。

仲吉が編著書や論文において主張した勧農論は、八重山島の農業と沖縄の糖業について論ずることによって始まっているが、その中心的な課題は旧慣制度を含む土地問題と農業金融、そして砂糖の取引組織の問題であった。同時期に謝花も同様の議論を展開しているが、両者とも農科大学で学んだ理論と現実とのギャップに悩む。謝花は政治活動に活路を見出そうとするが、仲吉は調査を繰り返し、史料をできるだけ多く収集することによって、実態を把握しようと努める。県庁を退職した後は農工銀行や沖縄糖商組合において活動するが、それらの活動が必ずしも順調に進んだとはいえない。しかしながら、仲吉が晩年にまとめた編著書や論文は、今日においてもなお沖縄農業研究の貴重な資料となっている。

キーワード：仲吉朝助、謝花界、農業研究、糖業、地割制度

内容目次

- | | |
|-------------|--------------|
| 1 はじめに | 2 農業教育と実習の重視 |
| 3 旧慣諸制度の調査 | 4 糖業論と試験研究 |
| 5 土地制度と史料収集 | 6 勧農論の課題 |

1 はじめに

筆者は前稿において明治期沖縄の謝花昇^{じやはなのぼる}(1865-1908, 以下は謝花)を取り上げ、その農業思想について考察した。¹⁾近代農学を沖縄にもち込んだ謝花は、国家政策と農民との間で板挟みとなり、挫折を経験する。沖縄県が近代農学を拒んだというわけではないが、謝花は沖縄振興構想をつくる過程で数々の問題に直面する。この謝花とほぼ同時期に、謝花と同様に農科大学を卒業し、県庁に勤務した人物がいる。その人物は仲吉朝助^{なかよしちょうじょ}(1867-1926, 以下は仲吉)という。仲吉は農科大学卒業後に、島尻郡役所および県庁につとめ、土地整理事業に手腕を發揮した。しかし県庁では謝花と同様に厚遇されず、1906(明治39)年に農工銀行に転出し、その後1915(大正4)年まで農工銀行の頭取をつとめている(県庁退職後の進路は謝花と大きく異なっている)。この間、仲吉も謝花と同じように糖業に関する研究を行い、その成果となる『沖縄県糖業論』を1907(明治40)年に刊行している。また沖縄糖商組合の組合長として、砂糖流通の改良の実践活動も行っている。さらに政治問題にも関心をもち、県会議員や県会議長をつとめ、晩年に²⁾は首里市長もつとめている。

仲吉は晩年に政治活動を行っているものの、その生涯は沖縄の農業を中心とする社会経済史の研究に捧げられたといつても過言ではない。仲吉の研究は単に文献資料の収集や渉獵だけではなく、実態調査や試験研究を伴うものであった。そして仲吉の研究成果は今なお沖縄の社会経済史を語る場合の必読文献となっている。この点で仲吉は明治・大正期の沖縄における社会経済史研究の先駆者とでもいべき人物である。しかしながら、仲吉自身に関する研究はきわめて少ない。管見によれば、おそらく仲吉に焦点を当てた研究は、西原文雄「仲吉朝助について」(西原文雄『沖縄近代経済史の方法』、ひるぎ社、1991年、149~94ページ、以下は西原)が唯一ではないかと思う。仲吉という人物に焦点を当てた研究がきわめて少ないという点で、謝花と際立った対照をなしている。なぜ注目されてこなかったのかという問題は様々な要因が考えられるが、単純にいえば、仲吉は謝花と比べて体制順応的であり、それほど大きな挫折を経験しない晩年であったからであるといえる。この点が日本と比較して沖縄の特性を考えたい後世の研究者に関心を抱かせなかつた理由であろう。

ところで上記の西原論文は、仲吉の活動を丹念に追い、その人物評価を行って仲吉という人物の特徴を3点にまとめている。一つは農民に対する啓蒙家として、二つは現実を直視した人物として、三つは歴史研究者としての評価が一般的に低い人物としてである。本稿も西原が描き出した人物像に関して基本的に異論はないが、西原の論文は、その文中でも語られているように、仲吉の活動に関する素描をねらいとしたものであり、仲吉による研究業績を検討したものではない。つまり仲吉がなぜ農業に関心をもち、なぜ実態調査や試験研究を行い、歴史研究へと足を踏み入れ、さらにその研究成果によって何を主張しようとしたのかが明らかでない。

本稿では、まず仲吉が受けた農業教育の特徴について考える。次に仲吉の実態調査や試験研究、そして史料収集に基づく研究成果である『八重山島農業論』(大日本農会、1895年)、『沖山制度論』(田中印刷、1904年)、『沖縄県糖業論』(嘉数詠清、1907年)、「琉球の地割制度」(『史学雑誌』、第39編5・6・8号、1928年)、『糖業と旧慣諸制度(仲吉朝助遺稿)』(沖縄砂糖同業組合、1933年)などに基づいて、仲吉の業績を明らかにしていきたい。そして最後に、これらの研究成果に基づいて仲吉が主張した勧農論の課題について考えることにする。

2 農業教育と実習の重視

仲吉は1867(慶応3)年に首里で旧士族の長男として生まれる。1888(明治21)年に沖縄尋常中学校を卒業(第一期生)後に、東京農林学校の簡易科に入学する。謝花もほぼ同時期に東京農林学校に在籍している(謝花は1885年6月に学習院を中途退学して、東京山林学校予備科第二年級へ編入する)。しかしこの二人が在籍していた課程は異なっていた。謝花は予備科(後に予科と改称)から本科へ進学した(1888年9月に林科の予科を卒業し、林科ではなく農科の本科第一年級へと進学する)のに対して、仲吉は簡易科(後に別科、そして乙科と改称)であった。仲吉も謝花と同様、農科大学での教育がその後の思想形成に与えた影響は大きいが、仲吉や謝花が在籍していた時期は、近代農学の過渡期にあたり制度面での変更がめまぐるしく行われている。そこで、いさか長くなるが、当時の農学校および学科の変遷を瞥見する。

1886(明治19)年7月に、それまでの駒場農学校と東京山林学校が合併して東京農林学校が設置される。東京農林学校では農学・林学・獣医学の3学部で本科と予備科が置かれ、さらに各学部ごとに速成科が置かれる(謝花はこの合併以後、1891年7月まで駒場へ通学する)。本科は「汎ク其学業ニ関スル理論実業ヲ教授シ以テ将来各業ノ拡張改進ヲ経営シ又各業ニ從事シ又専門ニ就テ教授或ハ攻究發明スヘキ者ヲ養成スル」課程であり、予備科は「各本科ノ修業ニ須要ナル普通学科ヲ教授シ本科ニ入学スヘキ者ヲ養成スル」⁴⁾課程であるとされる。予備科は名称通りに本科の前段階に位置づけられるが、速成科は課程における本科との関係はない。さらに本科と予備科では欧米農学の受容が強く意識されていたために、日本語の他に英語もしくはドイツ語が用いられたが、速成科は翻訳された教材を使用するということで日本語のみという違いがあった。翌1887(明治20)年12月には校則が改正され、3学部の名称が改正されて農科・獣医学科・林科の本科および予科とされ、速成科は簡易科と改められて、各本科に配されることになる。さらに1889(明治22)年9月には再び校則の改正によって、学部制が採用され、農学部・獣医学部・林学部が置かれ、各学部に本科および予科が置かれ、各学部に簡易科を改称した別科が置かれた。翌1890(明治23)年5月に本科は甲科、別科は乙科と改称される。同年6月には東京農林学校は帝国大学農科大学となり文部省へ移管される。この制度変更の結果、謝花は1891(明治24)年7月に帝国大学農科大学農学科甲科の卒業となり、仲吉は同年9月に帝

国大学農科大学農学科乙科の卒業となる。謝花の在学期間は約6年間であり、仲吉のそれは約3年間であった。この当時、沖縄出身者ではもう一人、^{おおじろちょうせん}大城朝詮が農科大学に在学しており、謝花や仲吉が卒業した同じ年の1891（明治24）年7月に林学科乙科を卒業している。

仲吉が在籍した乙科（厳密には簡易科→別科→乙科）は元来、実業者養成のために設置された課程であった。⁵⁾その元々の速成科は「簡易ノ教則ニ拠リ内外ノ学業ヲ教ヘ専ラ当面ニ応スヘキ実業者ヲ養成ス」とされ、修業年限は2年であり、入学年齢は18~32歳で、当時の本科の18~25歳、予備科の16~24歳に比べて学齢制限がゆるやかであった。速成科の場合は「田畠二丁歩以上ヲ所有スル者又ハ其子弟ニ限ル」というように、農業従事者または自作農が望まれていた。速成科は簡易科となってから修業年限を3年に延長し、さらに別科となってから最低入学年齢が20歳に引き上げられた。乙科では入学資格がさらに厳しくなり20歳以上で入学試験（中学卒業程度）に合格し、かつ農学科志望者は「田畠五町歩以上所有スル者若クハ其子弟ニ限ル」とされた。つまり、入学対象者は学力のある地主層あるいはその子弟となっていくことになり、この過程で当初、速成科がめざした実業者養成という目標からやや外れていくことになる。別科では「簡易ノ教則ニ拠リ其専門ニ関スル実業及学理ヲ教授シ専ラ学理ニ通ズル実業者ヲ養成スル」と規定されていたが、1890（明治23）年5月に「簡易ノ教則ニ拠リ」という文言が削除され、次第に「学理」を重視する教育色を強めていく。仲吉が在籍していた当時は、ちょうど移行期にあたり、実業者養成という目標は変わらないものの、次第に「学力」を問う課程へと変化していた時期であった。

しかし別科が徐々に学理を重視する課程へと変化を遂げていたとはいえ、いまだ本科（甲科）と別科（乙科）の隔たりは大きく、別科は本科に比べて実習が重視されていた。そのため将来の指導者をめざす学生は別科で学ぶことの意義を疑い、実習を嫌悪する雰囲気まで生まれたといわれる。⁶⁾さらに本科の学生は別科の学生を「間々侮蔑の目を以て迎へ」るような状況にあり、学校内で実習教育に対してかなり偏見があったようである。別科をめぐってはその他にも問題があった。前述のように学理教育が幾分重視される傾向にあったが、別科は依然として、その課業の大部分を実習に負っていた。そのため別科の卒業生は農学校や農業試験場などの農業研究教育機関に奉職したとき、学理知識の不足を痛感したとされる。このような問題に対し、別科の卒業生や在学生は1888（明治21）年に講農会という組織を結成して別科の改革運動を起こし、1897（明治30）年には学科の改正や学理教育の充実を訴えている。この結果、1898（明治31）年1月に乙科が廃止され、学科目を増加させた実科が新たに設置されることになる（この実科が1935年に東京高等農林学校となる。現・東京農工大学の前身である）。

仲吉が在籍した頃は、ちょうど別科（乙科）が実業者養成という目的にそって実習を重視した教育を貫いていくのか、卒業後のことを考えて学理教育を充実させていくのかで揺れ動いていた時期であった。本科に学んだ謝花とは異なり、仲吉は実習重視の教育を受けていたので、理論よりも技術を重視する傾向にある。しかし仲吉の場合、理論を軽視していたわけではなく、

しかも実習を重視する教育を受けたことが、その後の沖縄農業研究に役立ったのかどうか疑問である。しかしながら、そういった過渡期の教育を受けることによって単に欧米農学を沖縄県に適用するのではなく、実態調査や史料収集から沖縄農業研究を築き上げることができたとも考えられる。この一方で謝花が学んだ本科の方も問題がなかったわけではない。当時はイギリス農学からドイツ農学へ移行する時期にあたり、理論自体も揺れ動いていた。イギリス農学とドイツ農学では教育において事例とされる地域も異なり、その移行には混乱があったと予想される。しかしイギリス農学とドイツ農学には大きな違いがあったとはいえ、農学は実態を重視し、実態を把握することに重点が置かれたという点では共通していた。⁷⁾もちろん、この方針は本科のみでなく、別科にも浸透していたようである。これは仲吉にも反映され、仲吉はまず沖縄農業の実態を把握することに大きな関心を払った。この点は、むしろ本科生よりも、実業者養成を掲げる別科で学んだ学生の方が、農業現場により近いところで仕事をすることになるので、関心をもたざるをえなかつたともいえる。

ところで仲吉は、なぜ農学を志したのであろうか。沖縄史研究者である比嘉春潮（1883-1977、以下は比嘉）は、

法律や文学方面に行かず農学を選んだのは当時としてはちょっと珍しいが、おそらく旧時代の特権を失った首里士族として将来の官吏を目標としたが、更に農業を主要産業とする郷里の将来をも考えたであろう。と同時に東風平謝花が、既に県留学生として東京に遊學し、農学を修めつつあるのを卓見と見たであろう⁸⁾

と語っている。旧藩時代には学問をするのは官吏になるためであり、官吏となりえるのは首里や那覇の士族に限られていた。したがって、旧士族出身である仲吉が官吏をめざしたとしても決しておかしくはない。ただし、その官吏への道と農学がどのように結びつくのかは定かではない。もっとも農業関係の雇用機会が増加することは、当時の沖縄で容易に感じとれたはずである。仲吉にとって、官吏となるために、とりあえず農業技術を身に付ける必要があったと推察できるのである。

3 旧慣諸制度の調査

仲吉は希望通りに卒業後に島尻郡役所に就職する。2ヶ月前に本科を卒業していた謝花は、すでに技師（高等官）として県庁に就職していた。仲吉も卒業後の1892（明治25）年1月に、謝花のような高等官ではなく一属官にすぎなかつたが、県属に転じ、農商課の勤務となる。仲吉が県庁に入った頃は、ちょうど旧慣諸制度の改革の準備期にあたっていた。仲吉は1893（明治26）年12月に沖縄県土地調査委員となり、旧慣諸制度に关心を示し、文献を渉猟する一方で、

各地で精力的に調査を行い関係資料の収集に努めている。⁹⁾

この調査や資料収集の過程で生まれた最初の成果が、1895（明治28）年に刊行された著書『八重山島農業論』（大日本農会）であった。この著書は仲吉によれば、1894（明治27）年5月に約3週間にわたって調査をした結果であり、八重山島農業の概況を記したものである。全8章にわたっているが、

- 一 地形，二 土質，三 気候，四 土地ノ使用分配及ヒ未耕地ノ将来，五 農業組織，
六 農民ノ状態，七 農業将来ノ方針，八 結論

という構成になっている。全体の構成は、謝花が自費出版した『沖縄糖業論』（1896年）とよく似ている。二つの著書には同じ農科大学での教育が反映され、さらに同じ県庁での実務経験が入り込んでいる。もちろん二つの著書は課題が異なっているので、結論は異なっているが、議論の展開はよく似ている。謝花の著書の場合は謝花自身の卒業論文と比べて、糖業の経営や販売についての記述が多くなり、さらに台湾糖業との関係についての記述を加えている。そしてその中心的な問題点を土地制度や土地整理事業などの土地問題においている。仲吉の場合も、土地問題に重点をおく傾向がみられる。仲吉は著書の結論部分において、八重山島の農業の特徴と今後の方向性を八つの項目に分けて整理している。¹⁰⁾
¹¹⁾
¹²⁾

- 一、地形、土質、気候ノ三者即チ農業上天然ノ要素ハ其状態皆ナ能ク農業ニ適合セリ
- 二、現今開拓ニ着手シ若クハ着手サレントスル原野ノ外ニ猶ホ千戸ノ農家ヲ移住セシムルニ足ル未耕地アリ
- 三、農業ハ耕牧ノ二者ヨリ成立セルモ其組織粗大ニシテ技術亦タ拙劣ナリ
- 四、農民ハ寡慾怠惰ニシテ其生活ノ程度甚タ低シ
- 五、農業今日ノ状態ヲ形成セルハ主トシテ藩政ノ結果ト物品經濟ノ影響トニ據レリ
- 六、今ヤ既ニ藩政ノ餘弊少ナク且ツ将ニ貨幣經濟ノ社會ニ移轉セントスルノ時勢トナレリ
- 七、故ニ農業ノ組織ヲ改正シ普通作物ヲ減シテ工藝作物ヲ擴張シ且ツ單純ナル牧農ヲシテ漸次酪農ノ方法技術ヲ知ラシムヘシ
- 八、現在ノ未耕地ハ該島農民ニ對シテハ廣大ニ過クルヲ以テ沖縄本島ノ農民ノ移住ヲ謀ルヘシ

仲吉は八重山島には未利用地が多いので、沖縄本土からの移民を提言している。さらに工芸作物の拡大や酪農の展開を示唆する。八重山島の場合、今後の糖業の展開が期待されるということで、謝花が問題視するような土地制度への言及はほとんどない。仲吉の著書は未利用地の開墾という土地問題に言及し、それによって商品經濟に積極的に参入して行くべきことを説い

¹³⁾ ている。ただし、仲吉は甘藷（サツマイモ）や粟、そして麦類などの輪作に対しては「古来実業者ノ経験ニ基キタル結果ニシテ大ニ貴重スヘキ習慣ト謂フヘシ」と述べて評価している。仲吉は農業改良はこういった輪作に基づくべきことを説き、商品経済への参入といつても糖業に偏重すべきではないと考える。¹⁴⁾ この点は謝花の主張と類似であり、農科大学の教育の影響が色濃く出ている。

仲吉は糖業の奨励と食料の確保の両立を考えていたようであるが、実際には糖業を奨励すれば食料が不足するので、両立は政策上の矛盾をもっていた。仲吉は開墾事業によってそれが解消できると考えたようであるが、これは開墾事業を勧業政策の一環として位置づけていた明治政府および沖縄県庁の方針と合致していた。¹⁵⁾ 明治政府および沖縄県庁は、開墾の対象地を久米島、宮古、八重山などの離島と沖縄本島の北部として、その開墾主体を主に首里や那覇の旧士族とした。しかし開墾は勧業政策の一環として位置づけられていたので食料確保という意味合いは薄くなり、糖業の普及の方が中心となっていました。

そして開墾事業が進められる過程で間切や村（字に相当する）の共有財産である杣山（かつての王府監督の山林や入会地）の払下げという政策が採られた。その際に大きな問題となったのは旧慣諸制度であった。明治期に残存した旧慣諸制度は主に四つあった。¹⁶⁾ 一つは地割制度という土地制度であり、集落単位で期間を定めて農民相互間の割替を行う共有制度である。この制度が資本主義的土私有制度に切り替わるのは1904（明治37）年であった。二つは土地制度に対応して租税負担が村共同体の連帯責任で行われていたことである。租税も現物納が原則とされ、これが個人による金納となるのも1904（明治37）年頃であった。¹⁷⁾ 三つは地方統治機構に関して旧来の間切・村制度が維持されたことであり、すべての地方制度が本土と同一になるのは、1921（大正10）年であった。四つは秩祿（家祿）処分を引きのばして、旧士族層に対して優遇措置を行ったことである。この秩祿処分が最終的に完了するのは、1910（明治43）年であった。仲吉はこれら旧慣諸制度への対応を迫られる。

仲吉や謝花は、その委員であった土地整理調査委員会（県庁内に組織された委員会）において1897（明治30）年に「沖縄県土地種類調」を審議している。翌1898（明治31）年7月には、県庁内に臨時沖縄県土地整理事務局（大蔵大臣の管轄、局長は知事が兼任）が設立され、仲吉は県属のまま土地整理事務局の兼任書記に任命される。この任命時から、仲吉は沖縄県内の各地を調査するために飛び回る。その日程は

1898（明治31）年8-9月 八重山郡へ出張, 同年10月 中頭・国頭へ出張

1899（明治32）年2月 島尻・中頭・国頭へ出張, 同年5-9月 島尻郡へ出張

同年12月 久米島へ出張

1900（明治33）年1-2月 中頭・国頭へ出張, 同年8月 宮古島へ出張

1898年から1900年の約2年間にわたって、県内各地への出張の連続であった。¹⁸⁾ 沖縄県では1899（明治32）年4月1日に土地整理法が施行されるが、仲吉はこの担当者として出張を繰り返す。そして1900（明治33）年8月の宮古島への出張を最後に、土地整理に関する出張は、ほぼ終わっている。

この調査をまとめたものが1904（明治37）年に刊行された『榎山制度論』である。この著書は総論から始まり、榎山の管理と林業に関する記述が多くを占める。仲吉は琉球藩が榎山を保護した由来について、

其ノ所在地ノ間切、村又ハ其住民ハ藩吏ノ許可ヲ受ケテ常ニ無代價ニテ其ノ林產物ヲ採集シ唯々藩用アル場合ニ於テ間切、島、村ハ其ノ命セラル所ノ林產物ヲ上納スルニ過キス而シテ其ノ上納スル所ノ林產物モ亦々藩廳ハ之レカ價格ヲ計算シテ當該間切、島、村ノ負擔セル貢租ト差引シ猶ホ過剰アレハ藩庫ヨリ其ノ代金ヲ交付スルノ制度ナリ故ニ榎山ハ古來今日ニ至ルマテ所謂純然タル官地民木ノ組織ニシテ之レカ為メ今日猶ホ普通一般ノ官有及ヒ國有ノ林野以外ニ於テ特殊ノ取扱ヲ受クルニ至レリ¹⁹⁾

という。仲吉は琉球藩（明治政府は1872（明治5）年に琉球を琉球藩とし、1879（明治12）年に琉球藩を廃止して沖縄県を設置し、旧藩主にかわって県令を就任させている）からの榎山の由来に基づき「官地民木」を主張した。土地整理法では榎山は官有とされるが、仲吉はそれを歴史的な視点から裏付けたのである。当時、榎山の位置づけをめぐっては知事の奈良原繁（1834-1918、以下は奈良原）と謝花の間で議論がたたかわされていた。1898（明治31）年12月に官職を辞した謝花は翌年に東京で沖縄俱楽部を結成しているが、奈良原知事との間で争点となったのが榎山の位置づけであった。奈良原知事は榎山を官有、つまり国の所有にするように主張して官地民木説を唱えた（明治政府による方針でもある）。その理由は農民が税金を納めなくてもすむということであり、官有となてもその利用は地元の農民が行うということであった。²⁰⁾ しかし実際には官地となれば農民の立ち入りは禁止され、民木とはならなかった。これに対して榎山を官有にすれば、農民が自由に榎山に立ち入って利用できなくなるとして、謝花は反対した。謝花は民地民木説、つまり民有林にするという主張を展開していた。

仲吉は一見すると奈良原の主張と同一のようにみえる。しかしながら奈良原と謝花のように政治的な利害関係はなく、仲吉の主張はあくまでも実態に基づき、さらに歴史的な脈絡において出された結論であった。仲吉は榎山が保護されてきた理由を古文書から三つの点に整理する。「（一）風害防禦並ニ地方ノ保護、（二）人為加害ノ豫防、（三）樹木ノ生長ヲ助成スルコト」である。とくに仲吉の場合は民木に重点がおかれ、²¹⁾

從來ノ監督方法ハ頗ル緻密ニシテ詳細ヲ極メシカ如クナルモ一樹一木ノ取締ニ重ヲ置キシ

為メ殆ト消極ニ陷リテ森林經營ノ大局ヲ觀察スレハ之カ刷新ヲ要スヘキ點少ナカラズ²²⁾

と主張して、森林經營として成り立つようにすべきであると説いている。奈良原が「公」の視点であるとすれば、仲吉は「民」の視点に立っていた。仲吉は『榎山制度論』の最後で、

榎山ノ制度ヲ改正シ大ヒ營林ノ方針ヲ定メテ其ノ百年ノ長計ヲ講スルハ刻下ノ急務ナルヘシ²³⁾

と訴える。一般的に土地整理事業に関する明治政府の意図は、各自治体による公有地の確保と農商務省による国有林の確保にあった。²⁴⁾しかし榎山の使用収益については旧慣のままとされた。旧慣のままとされた理由は、土地整理事業は大蔵省主管の下に行われたものの、林野（主に榎山が占める）については、内務省が地方財政の面から、農商務省が国有林經營の面からそれぞれ検討する必要があり、担当事務局がとりあえず榎山を官有として、その処分をもち越したためである。²⁵⁾沖縄県は、榎山の官有化は土地整理後に行うこと、その間の使用収益は旧慣通りであると説明した。さらに榎山を私有地として認めた場合には、多額の税金負担が個人や村にかかり、農民の負担が増えてしまうので半官半民の方が良いと説明した。仲吉も著書のなかで、²⁶⁾榎山は半官半民の性格をもって保護されてきたので、今後も行政の指導が必要であるとした。

榎山が官有とされたことで、当時の沖縄は総反別約212,180町歩のうち、民有地が約112,816町歩で、官有地が約99,365町歩となった。²⁷⁾総面積の約半分が官有地となり、官有地がかなり大きな割合を占めることになる。そして土地整理完了後の1903（明治36）年に榎山が官有地として登記されると、当然のように地元住民は官有地に立ち入ることを禁じられた。そこで地元住民は薪炭材採取用の山林を各村から払い下げてもらう必要が生まれ、その代金は約84,000円にのぼった。その一方で、土地整理によって最初の数年間は地租が軽減されたものの、その後急速に上昇して、砂糖消費税や沖縄県酒類出港税とともに地租が主要な財源となったので、結局、²⁸⁾土地整理によって租税負担は軽減されなかった。農民は租税負担の軽減という理由で官地民木説を支持していたが、その期待は大きく外れることになる。仲吉も奈良原とはその意図が幾分異なるとはいえる、同じ官地民木説を唱えていた。仲吉は実態調査を通して各地域の振興を考え、森林經營の継続性を重視したのであるが、それは政府や県庁の政策では実現しなかった。

沖縄県では旧慣の地方制度は温存されたままであった。全国ではすでに市町村制や府県制がとられ、各自治体が予算を審議決定でき、市町村会も府県会も設置されていた。しかし沖縄県では県会も市町村会もなく、沖縄県知事には県予算の審議や決定権はなく、それらはすべて内務省と帝国議会が握っていた。沖縄県知事は予算に関しては、単に予算決定のための資料を提出し、決定された予算を執行するだけであった。しかしながらその一方で県会がないために、知事は予算以外の県政全般については絶大な権限をもっていた。そして、このような体制のも

とで謝花や仲吉の意見が採り入れられることはなく、二人とも土地整理事業から離れていった。

4 糖業論と試験研究

1901（明治34）年以降の仲吉の出張は、本来の県庁職員の業務として行われた。仲吉がどのような業務にあたっていたのかは、出張先をみればよくわかるので、いささか長くなるが年表風に追うこととする。²⁹⁾

1901（明治34）年 5月 砂糖審査会へ出張

9月 中頭郡の第一回農事講習会で講演

10-11月 台湾へ農工業調査のため出張

1902（明治35）年 6-9月 勧業事務に関する上京

10月 島尻郡へ島尻郡各間切甘蔗毛審査会の審査長として出張

11月 国頭郡甘蔗毛審査会の審査長として出張

1903（明治36）年 2月 糸満へ漁業旧慣調査のため出張

5月 鳥島噴火調査のため出張

6-7月 東京および大阪へ出張

8月 中頭郡および島尻郡へ甘蔗害虫調査のため出張

9-10月 久米島へ出張

10月 小禄間切および豊見城へ原勝負の視察のため出張

11月 東風平間切へ出張

1904（明治37）年 4-6月 東京へ出張

11-12月 旱魃甘蔗の製糖試験、旱害視察のため中頭郡へ出張

1905（明治38）年 2月 国頭農学校で糖業に関する講義をするため出張

4月 旱害状況の視察のため国頭郡へ出張

9月 製糖改良費の件で東京へ出張

1906（明治39）年 3月 肥料検査のため、島尻・中頭へ出張

5月 製糖視察のため普天間農事試験場へ出張

仲吉は1906（明治39）年6月に沖縄県庁を退職するので、この時期までが県庁の職員としての出張になる。出張先からもわかるように多くは甘蔗（サトウキビ）・製糖・砂糖に関する出張であった。仲吉は1900（明治33）年までの土地整理に関する調査を『浦山制度論』にまとめているが、それと同様に甘蔗や製糖に関する調査をまとめて1907（明治40）年に『沖縄縣糖業論』³⁰⁾を刊行している（仲吉によれば、すでに1905（明治38）年に脱稿していた）。

『沖縄縣糖業論』は全8章から構成されている。すなわち

- 第一章 沖縄縣糖業ノ沿革，第二章 黒糖ノ製造，第三章 黒糖ノ品位，
- 第四章 需用上ニ於ケル黒糖ト他ノ砂糖ノ関係，第五章 黒糖賣買ノ方法，
- 第六章 製糖場ノ組織竝ニ製糖ニ関スル收入及ヒ支出，第七章 縣下将来ノ產糖力，
- 第八章 糖業改良ノ方法

である。仲吉は他の著書でも同様であるが、常に沿革から説明を始めている。仲吉は沖縄農業の実態を把握するには、現状に至るまでの過程を重視する。しかしながら仲吉の場合には、歴史的な過程を単に文献や史料に頼って明らかにしているだけでなく、自ら調査した現在の問題点を前提として、それを解く手段として歴史的な解明が行われる。仲吉による沖縄糖業に関する認識は、

沖縄縣ハ砂糖ニヨリテ農業維持スヘク商業振興スヘシ縣民生活ノ基礎經濟ノ根元ハ實ニ糖業ニ在リト謂フモ敢テ過言ニアラサルナリ³¹⁾

というものであった。つまり沖縄の産業振興や生活全般にわたって糖業は深く関わっているので、糖業の全体像を明確にしなければならない。仲吉はこのような認識から歴史的な過程をふまえて、生産者の指導や啓発、およびその保護を訴えた。したがって、この著書は沖縄糖業に関する最初の百科全書（その後の沖縄糖業について論ずる際の基本的な資料）とでもよぶべきものとなり、専門学術書というよりも、実用書ないし啓蒙書といった特徴をもっている。

仲吉の説明にしたがって、沖縄糖業の展開を概略する。沖縄県では1888（明治21）年に、それまでの旧慣であった甘蔗作付制限令が撤廃された。甘蔗の作付制限は、琉球王府時代の1697（元禄10）年から行われていたものであり、琉球内での食料確保、砂糖価格の下落防止、王府の財政補強が主な目的であった。この制限令が約200年間にわたって維持され、近代になってからも旧慣温存政策のため制限令は維持された。しかしながら沖縄県庁は旧慣温存政策を掲げながらも、糖業については明治政府の振興策（農業への商品作物の導入と育成）に歩調を合わせるかのように積極的に奨励した。そして沖縄県庁の積極的な奨励や租税の金納化の実現、買上糖（当初は琉球王府が財政を補強するため、砂糖の残余を一定の代価で買い上げる制度であり、王府は安い代価で買い上げた砂糖を転売して財政収入とした）の代価の増額などによって、農民は作付制限令があったにもかかわらず、甘蔗の作付面積を増加させた。

作付制限令の撤廃以前においても、すでにこのような状態にあったため、作付制限令の撤廃によって糖業はさらに拡大を続ける。しかしながら拡大といつても、沖縄の耕地面積に占める甘蔗作付面積の割合は、1887（明治20）年の6.9%から、1903（明治36）年に至ってもなお11.3

%に過ぎなかった。甘蔗作付面積の増加率は約2倍弱と急速であるものの、農作物全体の作付面積からみると約10%強で、それほど大規模なものではない。土地利用の面では甘蔗は拡大したといつても、甘藷に比べると依然として作付面積の小さい作物であった（作付面積で最も大きな割合を占めていたのは甘藷であり、全耕地面積の約35~50%を占めていた³²⁾）。その一方で製糖農家数は1891（明治24）年の22,490戸（総農家数に占める割合は32.3%）から1898（明治31）年には45,778戸（総農家数に占める割合は58.1%）へと、8年余りの間に約2倍強となった。その後、製糖農家数は約45,000戸前後で推移しているので、1890年代に製糖農家数は飛躍的に増加したといえる。³³⁾ 甘蔗作付面積と製糖農家数の増加率からみて、甘蔗作はきわめて短期間に拡大した。こうして農家は砂糖という商品生産の経営に積極的に関わり、砂糖によって農村への商品経済の浸透が進展した。そして、この糖業の普及は農家の生活に影響を与え、農村生活は砂糖価格に大きく左右されるようになる。

このような状況下で仲吉は様々な提言を行っている。まず糖業の改良について提言する。提言といっても何ら裏付けのないものではない。仲吉は文献研究のみでなく、自ら試験研究を繰り返し行っている。1903（明治36）年に赤糖の製造試験を実施したり、赤色あるいは赤褐色の糖は黒糖に比べて品質が劣るものではないことを試験研究によって確かめ、その結果を「琉球糖の色」（『沖縄砂糖月報』、第4号、1903年）として発表している。この論文によれば、仲吉は計6回の実験を試み、

糖色は多少糖質を品定するの参考には供せらるるも必ずしも其品位と正比例せざるか如し
換言すれば良質の砂糖は敢て黒色なるに限らず赤色又は褐色なる砂糖必ずしも劣等にあら
す故に余は糖商諸氏中にして全然糖色を以て糖位を定めんとする者あるは實際を知らざる
³⁴⁾ の謬見也

と述べている。実験データを根拠にして糖の色によって品質に差のないことを証明し、赤色や褐色に対する糖商の偏見を批判する。その一方で生産者に対しても、石灰を多量に混ぜたり、着色料を加えて砂糖の色をわざわざ黒色にしていることを批判する。さらに仲吉は砂糖の品質を一定にする上で砂糖製造時の火度に目をつけ、それを一定に保つことで品質を一定にできることを実験によって確かめている。そして、生産者に対して品質を維持する上で重要な点を示唆し、その製造時に注意を払うように促している。³⁵⁾

『沖縄縣糖業論』において仲吉は様々な提言を行っているが、そのなかでも強調しているのは「第七章 縣下将来ノ產糖力」と「第八章 糖業改良ノ方法」である。³⁶⁾ 第七章では、耕地の整備や肥培管理などの甘蔗栽培の集約化や蔗茎圧搾器の改良による增收などによって、作付面積（7,582町歩から18,482町歩）、反当収量（6,371斤から10,000斤以上）、生産高（全体的に5倍程度）がそれぞれ伸びると予測する。仲吉は農科大学での勉学に基づいて農業技術の展開に大きな期

待を寄せる。しかしながら実際には各数値の予測値には届かなかった。前述のように沖縄県では製糖農家数は急増したものの、全体的な生産はそれほど伸びていないためである。謝花も自著の『沖縄糖業論』において「改良の要点」として、集約的農業を推進するために各地方に農事試験場を設けるという提案や、白糖需要の増加に対応する水力・汽力模範製糖所の建設案を示して、農業技術の展開に期待を寄せているが、実際には期待通りにならなかった。³⁷⁾

仲吉は予測値に近づけるために、どのような改良に着手しなければならないのかを第八章で述べる。甘蔗栽培の未発達や収穫量の低さ、あるいは小規模生産とコスト高、糖質の劣悪さなどを考えると改良する点は数多く存在する。そのなかでも仲吉は改良が急がれるものとして、取引の改善、黒糖製造費の節減、砂糖品質の改良の三つを上げる。三つのうちで後の二つの黒糖製造費の節減と砂糖品質の改良に関しては、前述のようにすでに仲吉自身が試験研究まで試みたことである。つまり試験研究で改良方法が見出せる可能性がある。しかしながら取引の改善は、試験研究によって導くことができない。農業技術面の改良では、取引の改善をもたらすことは困難である。さらに糖業をめぐる旧慣が残存しているので、取引については一朝一夕に改善できない。したがって仲吉は改良に最も力を入れていかなければならないのは、取引の改善であると考える。³⁸⁾ 取引の改善は自ら行う試験研究では無理であるが、仲吉は県庁を辞任した後、沖縄糖商組合の組合長となっているので、取引の改善を実践したといえる。

仲吉は砂糖の取引に注目する。仲吉が砂糖の取引に着目するまで、取引の形態はどのようになっていたのか。沖縄県では貢糖（当初は琉球王府の島津藩に対する借金償還策として考え出されたものであり、貢米の一部を砂糖で代納させた制度）という現物納税制度の継続、買上糖の価格の引き上げなどが実施されていた。1888（明治21）年に甘蔗作付制限令は撤廃されたものの、買上糖は1899（明治32）年まで、貢糖は1903（明治36）年まで残存した。³⁹⁾ これらの制度が残存したために、農家は村割当（形式的には個人は納税主体とは認められていない）の買上糖と貢糖を皆納しないかぎり、自由に砂糖の売買ができないという状態におかれていた。謝花も自著の『沖縄糖業論』の最後で「現品納なる所の貢糖を廃し金納とせざるべからず蓋し貢糖は本県製糖の改良上一大障害物なればなり」と結んで、糖業にとって最大の問題であると考えていた。⁴⁰⁾

黒糖は地元の仲買商によって買い集められ那覇市場に出される。この流通面においても、砂糖前代（農民が糖商から砂糖代金の前渡しにあたる高利融資を受ける）という旧慣が残存していた。⁴¹⁾ これに対して沖縄県庁は1880（明治13）年から県による無利息の砂糖前代（貸）を行い、それは1889（明治22）年まで続いた。⁴²⁾ しかし砂糖前代はなくなったわけではなく、明治30年代においても砂糖前代は広範にみられる状態にあり、沖縄の産出糖の約5分の1が、これによって取引されるという状態にあった。⁴³⁾ さらに砂糖自体の流通も複雑であった。仲吉によれば、黒糖が生産者から消費者に届くまでには、产地における仲立人・仲買商、大阪市場における問屋・紹介者・仲買商、そして消費地における小売商と6つの段階を経なければならなかった。⁴⁴⁾ もちろん、この複雑な流通経路によって砂糖価格も高くなり、生産から消費に至るまでに約2倍強に

なったといわれる。

仲吉は『砂糖月報』（第3年1号、1905年）において、1904（明治37）年度の産糖予想高や砂糖生産者の損害状況について説明し、砂糖前代を批判している。⁴⁶⁾ この仲吉の呼びかけに応じて、砂糖の取引を改善する目的で砂糖委託販売業者として「丸七商店」が設立される。⁴⁷⁾ この丸七商店は、県内での砂糖取引が生産者に不利になっていることから、产地から委託糖を集めて鑑別をして入札するという形態をとった。しかしこのように仲吉が砂糖生産者を擁護したからといって、糖商などの流通業者と敵対的な関係になったわけではない。仲吉の立場は「糖業の拡張奨励は生産家にのみ利害を与たへんとして目的を達すべきにあらず、宜しく共に糖商の利益を進めざるべからず、生産家の利益と商人側の利益と相倚り相待つにあらざれば真誠の事業は挙かるものにあらざれば也」というものであった。つまり生産者のみを擁護するというのではなく、むしろ糖商の利益をも同時に考えなければならないというのである。これは単に提案にとどまらず、仲吉は実際に行動を起こし、県庁を辞職後、1907（明治40）年12月に沖縄糖商組合の組合長となり、その前年に解散を決議していた組合の立て直しに尽力した。仲吉が組合長の在任中に遂行したことは、糖商組合が黒糖と白下糖の鑑別検査の委任を受けたこと、砂糖消費税の引き下げ運動を展開し、減税を勝ち取ったことである。

仲吉が引き下げ運動をした砂糖消費税は、明治政府による国内糖業の保護育成政策と大きく関わっていた。明治政府の保護育成政策は、日清戦争の頃を境にして転換する。日清戦争によって日本が台湾を領有するようになり、精製糖業の原料が台湾に依存するようになるためである。日清戦争後の1896（明治29）年頃には沖縄糖の生産額は年々増加していたものの、台湾糖の輸出額の3分の1程度となってしまう。その後、台湾糖に対する保護奨励策は積極的に進められ、1900（明治33）年には台湾製糖株式会社が設立される。⁵⁰⁾ この結果、沖縄糖のもつ意味は大きく変わる。つまり沖縄の製糖は勧業政策の対象としての意味が薄れ、これに代わって課税の対象として財政的な意味をもつようになる。このような状況の下で1901（明治34）年に砂糖消費税法が制定された。砂糖消費税収入の伸びは高く、制定時には約17,000円であったが、その5年後の1906（明治39）年には約710,000円と約42倍となる（他の税収に比べても最も大きく、沖縄の国税の約38%を占めている）。ところがこの消費税は文言通りの消費者負担というわけではない。消費税は本来、消費者負担であるけれども、砂糖の場合にはその価格暴落のために、生産者である糖業農民に生産税のかたちでしわ寄せされることになってしまう。⁵¹⁾ このために沖縄県の糖業農民は打撃を受ける。生産者対策として沖縄県庁は1901（明治34）年に政府に対して糖業補助を願い出ているが拒否される。翌1902（明治35）年にも再び糖業補助を願い出ているが、結果は前年と同じであった。1904（明治37）年には日露戦争の開始にあたり、補助金どころか逆に非常特別税として、砂糖への課税が増加する。この結果、沖縄の糖業はますます不利な状況に追い込まれてしまう。こうした脈絡のなかで仲吉は砂糖消費税の引き下げ運動を展開し、減税を勝ち取る。しかしながら原料を海外に依存する精製糖業と台湾の粗糖業は拡大する

という傾向は変わらず、沖縄の在来糖業はますます苦しい立場に立たされる。

5 土地制度と史料収集

仲吉は1906（明治39）年6月に14年間勤めた県庁を退職し、沖縄県農工銀行の重役に選出され、重役互選の結果、頭取となる。なぜ仲吉が県庁を退職したのかは明らかではない。ただし『沖縄新報』誌の創刊者である太田朝敷（1865-1938、以下は太田）は、県政を批判して以下のように語り、仲吉の退職の一端を明らかにしている。いささか長くなるが、引用すると、

置県以来終始一貫努力して來た新教育の產物たる新人物を遺憾なく活動せしむるのが、即ち本県開発の第一義としなければならぬ筈である。然るに県は県政第二期の初に於て、最初の農学士たり技師たりし謝花君を虐待して悲惨に終らしめ、仲吉君の如き手腕家を重用することをせず遂に農銀に逃げ出さしめ、最初の医学士たり県病院長たりし金城紀光君を、殆んど堪えざるほどに冷遇し、県人として最初の中等学校長たりし富永実達君を、高等女学校より追い出して、その跡釜に秦藏吉君を据えた等々々々、県当局の人事政策は、如何に寛容の眼を以て見るも、本県に対して同情あり誠意あるものとも、本県開発の正道を踏めるものともいわれないのみならず、寧ろ嘗て児玉中学校長が揚言した「本県人には中等以上の教育を受けしむる必要はない」という主意を、他面から実行するのではないかという感を深うするのである。⁵³⁾

太田によれば、沖縄県には高等教育を受けた人材を活用しようとする意思がなく、したがって沖縄振興策もうまく行っていない。いわば、その犠牲となつたのが謝花であり仲吉であった。しかし謝花と仲吉では、県庁を辞した後の活動がかなり異なつてゐる。謝花は前稿でも記したように参政権獲得運動へと向かい民権運動を展開し、政治活動を中心に行つた。その一方で仲吉は、県庁を辞めた後、農工銀行へ転出しそこで頭取となり、さらに沖縄糖商組合の組合長となって、産業界での実践活動に携わつた。謝花と異なり、政界ではなく産業界にとどまり、これまでに行った実態調査や史料収集によって明らかとなつた問題点を自ら解決していくこうとする。もっとも仲吉も政治活動に無縁ではなかったわけではなく、短期間とはいへ県会の議長や首里市の市長もつとめている。このように謝花と仲吉は県庁を辞任後、その活動分野を異にする。しかしながら両者の活動のきっかけは共通している。それは土地整理事業に対して農民の要望を反映させようとする意図がきっかけであったといふ点である。

前述のように土地整理事業は1899（明治32）年に着手し、4年後の1903（明治36）年に終了した。土地整理事業に着手する以前の1897（明治30）年には土地整理に関する委員会が組織され、土地種類調査が審議されている。沖縄の土地制度は複雑であったため、その土地種類の審議から

始めたようである。翌1898（明治31）年には土地処分に関する協議会が開かれる。この時、土地処分の原則を決定して、土地整理法の原案が作成される。この過程で仲吉は実地調査と史料収集を行っていた。この土地整理に関する調査書類は「沖縄土地整理法案及土地整理施行法書類」としてまとめられる。仲吉も謝花もそれぞれの立場で議論を展開しているが、仲吉の議論は謝花と異なり、説得力をもっていた。仲吉の議論が説得力をもっていたのは、仲吉が長年にわたって行った実態調査や史料収集の裏付けがあったからである。

仲吉は晩年に当時の調査や史料収集に基づいて、著書や論文を発表する。それが『琉球産業制度資料』（前・後篇）であり、「琉球の地割制度」である。1926（大正15）年には渋沢敬三（1896-1963）が沖縄を訪れて仲吉に会い、『琉球産業制度資料』を謄写して東京へ持ち帰り、農学者の小野武夫（1883-1949）がそれを『近世地方経済史料』⁵⁴⁾のなかに加えて刊行している。⁵⁵⁾この史料集に至る経緯について、仲吉は次のように語っている。

余は會て農学の一端を修め、郷国たる旧琉球王朝の産業制度に関して、特段の興味を有して居った。幸に明治二十五年一月より同三十九年六月まで、沖縄県庁に職を奉じ、主として勧業事務に従事、県庁書庫内にある旧記書類を閲覧する便宜があったのみならず、田舎に出張することが屢々あったので、各間切の書類を借覧するの機会も多かった。

そこで余は右の便利と機会に乗じて、古文書を涉獵し参考になると認めた材料は、凡て之を手帳に謄写し、其冊数が二十有余に達して居る。然るに我が郷土は目下過渡時代で、古文書などを何とも思はぬ俗人多く、昨今に至りては、余が會て苦心して謄写したる原本の十中七八は既に散逸、堙滅に帰して居る状態である。

（中略）但し余の手帳は何の順序もなく、漫然と鉛筆でナグリ書きして、他人には判読し難い文字が多いので、此度県立図書館長伊波文学士に依頼して、私の監督の下に淨書させ、その序に大略部類分けにして編纂し、之を『琉球産業制度資料』と名付けて、図書館の『琉球史料』の中に加へて頂くことにしたのである。

仲吉は長年にわたって調査を行い、その時に収集した史料を編集した。仲吉は当時、研究者という立場ではなかったが、学問体系を作り上げる基礎を築いた。ここでいう学問とは、糖業や土地制度、およびそれらの歴史に関する学問、つまり農学といえる。仲吉は自然科学的な試験研究だけでなく、人文科学的な歴史研究、社会科学的な経済経営研究も行っている。この点で総合的な農業研究であったといえる。仲吉は沖縄における農業研究の端緒を開いた。

仲吉は農科大学において、その学問的な基礎を身に付けたと考えられるが、それを沖縄農業研究に応用するには、是非とも沖縄農業の歴史的な展開について明らかにしなければならなかった。農科大学の教育は自然科学的な側面が強かったので、歴史や経済経営に関する研究は沖縄で実地に取り組んだということになる。とくに歴史的な展開に目を向けたという点は、謝花

のそれとは異なっていた。謝花も歴史に目を向けなかったわけではないが、歴史に関しては仲吉の方が詳細な研究を行っている。仲吉も謝花も、その目的は沖縄の経済発展や農業発展と同じであったが、それを実現する方向性は異なっていた。仲吉による『琉球産業制度資料』は全10巻から構成されている。

- 第一巻 土地制度、第二巻 農業制度の一（農政）、第三巻 農業制度の二（技術），
- 第四巻 山林制度、第五巻 農業興発并救済制度（以上、前篇），
- 第六巻 租税制度の一、第七巻 租税制度の二、第八巻 租税制度の三，
- 第九巻 古老集記類の一、第十巻 古老集記類の二（以上、後篇）

である。全10巻に含まれる史料は、1697（康熙36）年の史料から1900（明治33）年の仲吉による聞き取り調書に至るまで、約150点にのぼる。ただし、各史料は仲吉の問題関心に応じて部分抄録されていることが多く、史料の全体を完全に復刻したというわけではない。しかしながら、かなりの典拠史料が散逸し、しかもその多くが第二次世界大戦の沖縄戦によって灰燼に帰したことを考えると、現在では沖縄の歴史研究には欠かせない一級の史料となっていることは確かである。この点で仲吉の『琉球産業制度資料』は後世の研究者に大きな影響を与えた。

しかしながら、歴史研究ないし農業史研究においては『琉球産業制度資料』よりも、「琉球の地割制度」⁵⁶⁾（遺稿）の方が、より大きな影響を与えている。この論文は全体的に報告資料という印象を受けるが、単に史料や調査結果を並べたものではない。歴史や農業を研究する際に、何を重視すべきかが端的に示されている。それは土地制度である。仲吉は実態調査を繰り返し行ってきた結果、様々な事業や振興策を考える場合に土地整理事業が前提になっていたこととともに、糖業を始めとする産業振興にあたっても、土地制度が本質的に重要であることを明らかにしている。土地整理事業や糖業の振興に携わる際に、土地制度の問題は避けられなかつた。

当時の沖縄の土地制度は、琉球王府時代の地割制度に集約される。それは土地を村の共有地とみなし、基本的に個人の所有を認めない制度であった。仲吉によれば、王府の地割に対する方針は「百姓の労力、資力に応じて耕地を分配せしめ、貢租の負擔を公平にし、併せて土地の増進せしむるを目的とする」ということである。そして地割には大きく三つの種類があった。一つは各戸の男女家族の総数に平等に地割配当するという「共産的地割」（調査村数の約26%でみられる）である。二つは各戸とも一定不变の配当率が決まり、租税調達を主眼として単に土地だけが移動する「資本主義的地割」（調査村数の約37%でみられる）である。三つはこれらの折衷形態であり、「共産的地割」から「資本主義的地割」への過渡的な地割（県下の全村落中の約70~80%でみられる）である。二つめと三つめにみられるように地割制度は貢租制度とともに展開したものであり、納税主体が村という租税体系に連結したものとなっていた。琉球処分以後

も、行政事務を行う間切や村の役人は、琉球処分以前の地割制度をそのまま踏襲していた。これとは対照的に日本の本土では、1873（明治6）年に始まった地租改正が1881（明治14）年にすでに完了していた。したがって土地制度・租税制度・地方制度という三つの制度は明治政府が解決を急がなければならない問題であったが、明治政府は沖縄の士族層や対中国政策への配慮から、それら三つの制度について琉球王国時代のものに対して根本的な変革を加えないとする旧慣温存政策をとった。この結果、沖縄では地租改正に相当する土地整理事業が大幅に遅れた。

地割制度の廃止がもたらした影響を、仲吉は論文の最後で4点に要約している。⁵⁸⁾

- 一、沖縄縣民中、地割配當を受けたる者は、地割制度の廃止に依り一定の納稅義務を有することを認められ、従つて該制度廃止後十年にして、縣會議員及び衆議院議員の選挙権を享有することを得たり。
- 二、地割制度の廃止に依り、土地が資本化せし結果として、一方に於て大地主階級が増加すると同時に、他方に於ては全く土地を失ひたる者即ち無産階級が年を逐ふて増加するに至れり。
- 三、地割制度廃止後、毎年農業者の割合減少しつつあり。
- 四、農産物の収穫割合は、地割制度時代と廃止後と殆ど同一にして、此現象は地割制度廃止論者の多大なる期待を皮肉に裏切りたり。

一の選挙権については、謝花の民權運動によって示されたように、地割配當を受けた人は限定され、多くの問題点を抱えた。二についても土地の商品化が地主小作關係を際立たせることになった。さらに三や四の指摘にあるように、地割制度の廃止は、農業者の割合の減少をもたらし、収穫量の増加をもたらすものではなかった。つまり沖縄の場合、地割制度の廃止は農業生産の發展を導くものではなかったことになる。しかし仲吉によれば農業生産への寄与はなかったものの、地割配當を受けた人に納稅の義務が生まれ、それによって選挙権を獲得するという政治的な寄与があった。

6 勸農論の課題

仲吉は県庁から農工銀行に転出後に執筆した「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策」（1907（明治40）年8月16日付けから9月4日付けまでの『琉球新報』に12回に分けて発表）において、独自の勧農論を展開する。仲吉は、

本県の農業政策は单一なる糖業の上に其の基礎を定めんとするに在るが故に一朝天災等に

際しては危険なり故に之を救済せんが為めには農産物の種類と分量とを殖やすを以て得策となす⁵⁹⁾

という。仲吉は糖業偏重の危険性を指摘するとともに、その対策として農産物の種類と数量を増やすことを提案する。いわゆる農業経営の複合化であるが、それは単に種類と数量を増やす⁶⁰⁾ばよいというものではない。仲吉はおおよそ四つの要件を満たす必要があるという。

一つは農産物の種類は自然条件と生産者の技量に見合ったものであること。

二つは農民の労力が一年を通じて平均的に配分できるものであること。

三つは災害があっても被害の程度を最小限にするために、生育期が異なる農産物を探り入れること。

四つは農家の収入が一年を通じて平均して見込まれるものであること。

以上の四つである。つまり周年栽培によって農業経営上の危険負担をできるだけ低く抑えるということである。沖縄の糖業が原料を海外に依存する精製糖業と台湾の粗糖業とに押され氣味であること、さらに砂糖価格の不安定性から考えると必要な要件であった。

仲吉が実際に勧める農産物ないし農業は、米作・製茶・(副業としての)養蚕・牧羊であり、その他に県外や海外への販売用に乾薑・落花生・蜜柑などであった。⁶¹⁾ いずれも当時の沖縄においては生産量の少ない農産物であったが、沖縄の気候風土に適合し、かつ商品化が容易なものである。仲吉は各產品について詳細な検討を加え、その将来性を強調する。このような提言は謝花にはないので、同じ地域振興策であっても仲吉は実際の農業重視の姿勢が貫かれているといえる。

さらに農産物の種類や数量を増加させて救済策を実施するにあたり、どのような方策を採るべきかを述べている。この方策とは、

一、農業試験場の事業、二、村間切の施設、三、勧業機関の秩序ある系図、

四、小学教員・警察官吏・税務官吏の助力、

五、新たに起るべき物産に対し勧業費を以て相当奨励すべきこと⁶²⁾

である。第一の農業試験場の事業については、農業試験場が従来ほぼ唯一の業務としてきた糖業試験を、農商務省の糖業改良事務局に委ねてしまい、そのかわりに前述の沖縄農業に適すると考えられる農産物について試験を行うということである。第二の村間切の施設とは、従来まで農業改良のために村や間切で行われてきた品評会や原勝負を、さらに拡張して活用するということである。原勝負とは農事奨励の一つとして、農民に田畠の手入れや収穫の具合を競わせ

⁶³⁾ るものである。第三の勧業機関の秩序ある系図とは、県・郡・村の各段階の勧業機関が連携を取って事業を展開するということである。第四の小学教員・警察官吏・税務官吏の助力とは、これらの人々が自分たちの知識と信用を通して農民に対する啓蒙活動を行い、勧業政策を助力すべきであるということである。第五は新たな農産物に対して県が勧業費を出し、積極的に奨励すべきであるということである。さらに仲吉は論文の最後で、農民は農工銀行や勧業銀行の資金の利用を考えるべきことを説く。

これらの主張には仲吉の独自性があったとはいえ、謝花の農業思想ときわめて近いものがある⁶⁴⁾。両者とも農科大学ではほぼ同時期に教育を受けているので、考え方が似ているのはむしろ当然であるといえる。しかしながら糖業をはじめとする農業に関する勧業政策については、謝花よりも仲吉の方が造詣が深かったといえる。この点で謝花によって持ち込まれた農学は仲吉によって継承されただけでなく、さらに深化したといってよいのかもしれない。先駆者としての謝花の場合は、科学合理性に基づく理想と、沖縄における現実とのギャップが大きかった。このギャップは沖縄の諸制度が過渡期にあったために、さらに増幅された。仲吉の場合にはギャップがなかったとはいえないが、それを調査と分析、そして実践によって乗り越えようとした。ここに沖縄農業研究の端緒がひらかれたといえる。

しかし仲吉の主張に問題がなかったとはいえない。とくに農工銀行や勧業銀行と農業振興との関連については、糖業拡大の予測と同様、予想通りにはならなかった。仲吉が県庁を辞職した年（1906年）に、沖縄県でも不動産登記法が施行される。これによって、それまで農工銀行が行ってきた事業（20人以上の連帯の農工業者に対して5年以内の定期償還の無担保貸付）がさらに広範に展開できるようになる（不動産の抵当による30年以内の年賦償還貸付）。そのため資金需要が高まり、県外からの資金導入に迫られる。仲吉は日本勧業銀行との折衝を重ね、代理貸付の契約を締結して、資金導入の道をひらく。仲吉は、この他にも資金需要に応えるため預金吸収策を実施し、1909（明治42）年には農工銀行の定期預金証書を砂糖消費税の担保物件とすることに成功している。また政府の低利資金の導入にも成功し、1906（明治39）年に約32万円ほどであった総貸付金は、1915（大正4）年には約9倍ほどに増加して約292万円となった。このように農工銀行の事業の拡大がもたらされたようであるが、それが農業振興と結びついていたのかどうかとなると疑問である。

謝花はその遺稿である「農工銀行と産業組合」（『中央農事報』、第13号、1901年、13-5ページ）において、すでに農工銀行の問題点を指摘していた。その指摘は行政と金融との癒着を批判するという視点からではなく、農業振興の視点からのものである。農工銀行は勧業銀行（農工銀行法と日本勧業銀行法は1896（明治26）年に同時に公布される）と異なり、小農を対象にしているにもかかわらず、その立地する地域が都市部であるうえに、低利といっても諸雑費などによって高利となり、実際には小農への融資が行われていないと批判する。結局、農工銀行の供給する資金は郡部の資産家の手を経由して、金利を上乗せして小農へ流れ、小農は高利のために充た

しない資金需要を、糖商から前代金のかたちで補わざるを得なかった。つまり仲吉が主張する農工銀行や勧業銀行の利用は農業振興へと結びついていなかったのである。謝花によれば、この農工銀行の欠陥を補うのが産業組合であるという。しかしながら沖縄糖業をめぐる国際情勢や政策の変更によって、産業組合などの組合組織の結成は低調であり、目立った成果をあげていなかった。それは糖業をめぐる情勢の変化という外部要因にも左右されていた。⁶⁵⁾

仲吉と謝花はこの外部要因を克服していないという問題点を抱えていたが、それと同時に両者が学んだ農学の欠点も克服していなかった。農科大学の本科に学んだ謝花とは異なり、仲吉は実習重視の教育を受けているので、理論よりも技術を重視する傾向にあった。筆者は前稿において、謝花が学んだ近代農学の欠点として、動態的な思考と地域性の欠落、外的要因への考慮不足、長期的な政策の欠如、理論の重視と実態の無視をあげた。仲吉は地域性を考慮し実態の把握につとめていたとはいえ、これらの欠点を克服していたとは言い難い。⁶⁶⁾

仲吉は1913（大正2）年1月に沖縄教育会島尻部会において「県下経済状態の概要」と題して、さらに3月に沖縄教育会において「県下経済疾弊の原因」と題して講演を行っている。この講演は二つとも教育会で行っているので、学校教育および社会教育の担当者を対象にしたものであった。したがって仲吉の持論である勧業政策を推進するにあたって教員の助力を求めることが主題となっている。仲吉はそれら教育関係者に対して勧業政策の必要性を訴えている。仲吉は最近5～6年間の沖縄県の現状を3点に要約している。⁶⁷⁾

- 一、本県民の富の程度は日本全国の平均に比較して僅かに其十分の四に過ぎざる程の少額にして即ち沖縄県民は我帝国内に於て最も貧弱なるものなり
- 二、沖縄県民は其富の程度に比較すれば全国中に於いて最も重き負担をなしつゝあり
- 三、沖縄県下は平年に於て常に七十万円内外の借金を以て経済界の遣り繰をなしつゝあり

という。一の富とは県民収入のことであり、二の負担とは税負担のことであり、そして三の借金とは県外へ流出する金額と県外から流入する金額を差し引いた金額のことであり、流出が70万円上回っているということである。このような状況にあるので、「勧業のことは敢て郡役所や村役場に一任せす特に社会教育の教材として実業振興の手段方法を充分鼓吹せられんことを」と訴えている。

さらに3月の講演において沖縄の経済疾弊の原因を取り上げる。仲吉は「世人が経済疾弊の原因として唱ふる所によれば殆ど全く県民か近來奢侈に流れたる結果なりと謂ふ」ことに対して、奢侈品とされる酒・タバコ・化粧品の県民一人当たり移入額を示し、決してそれが経済疾弊の原因ではないことを明らかにしている。そして沖縄県の経済疾弊の原因を次の3点に求め⁶⁸⁾る。

一、県民負担の激増並に其過重 二、泡盛産額の減少 三、勧業政策の不權衡

一については、すでに1月の講演で述べたように租税負担が過重になっているということである。二については、砂糖に次ぐ重要物産である泡盛の移出が、税負担によって激減しているということである。三については勧業政策の不均衡によって経済疾弊がもたらされたということである。仲吉は、

古来今日に至るまでの我勧業政策は殆ど糖業の保護奨励に限られたる感あるは恰も県下經濟が危険なる基礎の上に立てられたるものにして此れ亦た經濟病弊の一原因と謂はざるへからず⁶⁹⁾

と述べ、糖業に偏った勧業政策を批判する。⁷⁰⁾もちろん糖業に対する勧業政策を批判しているわけではないが、糖業以外の物産に対しても適切な施策を行うべきことを説いている。

このような講演を通して仲吉は勧農論を説く啓蒙家という側面を強く出しているが、仲吉の主張は常に実態調査や史料収集に裏打ちされている。研究者としての側面も兼ね備えていたといえる。明治期の沖縄では謝花や仲吉以外にも多くの研究者が誕生するが、農業研究となると、おそらく仲吉が唯一であろうと考えられる。しかし仲吉にとって自分の研究をまとめる時間があまりにも短すぎた。仲吉が残した資料は後続の研究者に託される。仲吉から資料を託されたものの、仲吉が研究を通して指摘した問題は、その後、解決したのであろうか。ジャーナリストの太田は、後の1928（昭和3）年に沖縄産業の三大欠陥として、「第一 組織が無い事、 第二 科学が応用されない事、 第三 信用が破壊された事」⁷¹⁾をあげている。これらは仲吉が直面した問題でもあった。仲吉の死後も問題は解消されなかったようである。

注

- 拙稿「謝花昇の農業思想—沖縄と近代農学の出会い」（『京都産業大学論集 人文科学系列』、第35号、2006年、25~54ページ）。
- 沖縄県編『沖縄県史』、別巻（沖縄近代史辞典）、沖縄県、1977年、421~2ページ；西原文雄「仲吉朝助とその業績（上）」（『沖縄タイムス』、1979年7月11日）。
- 西原文雄「仲吉朝助について」（西原文雄『沖縄近代経済史の方法』、ひるぎ社、1991年、187~9ページ）。
- 農林省農務局編『明治前期勧農事蹟輯録 上巻』、大日本農会、1939年、271ページ。制度の変更については、斎藤之男『日本農学史—近代農学形成期の研究』（農業総合研究所、1968年、157~67ページ）を参照。
- 全国農業学校長会編『日本農業教育史』、農業図書刊行会、1941年、576~82ページ。わが国では明治10年代から、多様な人材の「簡易速成」の要求に応えて、日本人を教師に日本語で専門教育を

行う様々な高等教育機関が設立される。入学者に外国语の能力を要求しないこれらの学校は、年限も短く教育コストも低い。戦前期のわが国の高等教育の主流を占めたのは、やがて高等専門学校となっていくこれらの学校であった。天野郁夫『旧制専門学校論』(玉川大学出版局, 1993年)を参考。

- 6) 原鉄五郎「乙科生及び駒場農場に対する予の苦心」(斎藤之男, 前掲書, 1968年, 163ページ)。
- 7) 飯沼二郎「駒場農学校のイギリス人教師たち」(柏祐賢著作集完成記念出版会編『現代農学論集』, 日本経済評論社, 1988年, 581~97ページ); 拙稿「19世紀後半のイギリス高等農業教育の展開—王立農業カレッジの模索」(『京都産業大学国士利用開発研究所紀要』, 第22号, 2001年, 1~33ページ)。
- 8) 比嘉春潮「仲吉朝助氏」(『比嘉春潮全集 第四巻 評伝・自伝篇』, 沖縄タイムス社, 1971年, 96ページ)。
- 9) ほぼ同時期に沖縄をはじめとする南島を詳細に調査した人物がいる。青森県の笹森儀助(1845~1915, 以下は笹森)である。国内製糖の振興を図るのが当初の目的であったが、笹森は農林漁業だけでなく、島民の生活全般にわたって詳細な調査を行っている。この笹森の調査は、後の民俗学や社会学における南島研究の礎石となる。笹森儀助・東喜望校注『南嶋探験1・2琉球漫遊記』, 平凡社(東洋文庫), 1982・1983年。
- 10) 謝花昇「沖縄糖業論」(知念善栄編『資料 農学士謝花昇』, 東風平町役場, 1983年, 246~69ページ; 伊佐眞一編『謝花昇集』, みすず書房, 1998年, 48~87ページ)。この著書の構成は、緒言に始まり、糖業の沿革・気候及土性・耕地・栽培・製造・収穫及収支計算・販売・改良の要点・糖業に関する慣例規約となっている。
- 11) 台湾の製糖業は島内生産額で1890年代末(約68万担)から1930年代(約685万担)へと飛躍的な拡大をし、その大部分が日本内地に移出される。これに対して内地生産額(主に沖縄県)は1890年末(約90万担)から1930年代(約175万担)へとわずかな増加にとどまっている。矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』, 岩波書店, 1988年, 266~8ページ。
- 12) 仲吉朝助『八重山島農業論』, 大日本農会, 1895年, 53~4ページ。
- 13) 八重山島開墾と糖業については、入嵩西正治『八重山糖業史』, 石垣島製糖株式会社, 1993年, 36~80ページ。
- 14) 仲吉朝助, 前掲書, 1895年, 27~30ページ。
- 15) 西里喜行「謝花昇と沖縄民権運動に関する一考察(I)」(『琉球大学教育学部紀要』, 第21集1部, 1977年, 93~5ページ)。
- 16) 金城正篤ほか著『沖縄県の百年』, 山川出版社, 2005年, 67~71ページ。明治政府の旧慣温存政策に関しては対立する評価がある。「安良城・西里論争」とよばれるが、主な論点は二つある。一つは明治政府の沖縄統治政策は旧慣温存政策として貫かれていたとする西里説に対して、明治政府は当初は旧慣改革方針をもっていたが、政治的理由によって旧慣温存方針に変更したとする安良城説がある。二つは経済・財政政策との関連で、旧慣温存政策は民衆収奪策であるとする西里説に対して、明治政府が経済・財政政策の視点から旧慣温存政策を採用していないとする安良城説がある。この論争は決着がつかないままに終わっている。金城正篤ほか著, 前掲書, 2005年, 86~9ページ。
- 17) 土地整理事業と農業の展開との関連は、中江淳一「明治前期沖縄封建農業の構成」(『土地制度史学』, 第63号, 1974年, 43~53ページ); 同「沖縄県『土地整理』と商品生産農業の展開—戦前沖縄における農業土地問題」(『土地制度史学』, 第64号, 1974年, 42~60ページ)。
- 18) 西原文雄, 前掲論文, 1991年, 153~5ページ。

- 19) 仲吉朝助『榎山制度論』, 田中印刷, 1904年, 9~10ページ。
- 20) 明治政府はすでに1876(明治9)年から1881(明治14)年までの山林原野官民有区分にあたって官有地をできるだけ拡大する方針で臨んでいたので, 1877(明治10)年以降は強権による入会権の排除に乗り出していた。小林三衛『国有地入会権の研究』, 東京大学出版会, 1968年。
- 21) 仲吉朝助, 前掲書, 1904年, 62ページ。
- 22) 同上書, 21ページ。
- 23) 同上書, 135ページ。
- 24) 結果的に農商務省は国有林野を国頭地方と八重山地方にのみ設置し, 他の地方の榎山は地元の問切に有償で払い下げる事になる。しかしこの払下げ代金は問切の林野収入を上回っていた。
- 25) 田里修「沖縄県における地租改正の特色」(『沖縄文化』, 第15巻2号, 1979年, 38~40ページ)。
- 26) 仲吉朝助, 前掲書, 1904年, 133~4ページ。
- 27) 「旧慣調査資料」(琉球政府編『沖縄県史』, 第21巻(資料編11), 琉球政府, 1967年, 621~4ページ)。
- 28) 西原文雄「「土地整理」に関する一考察」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』, 沖縄歴史研究会, 1970年, 81~109ページ)。
- 29) 西原文雄, 前掲論文, 1991年, 154~8ページ。
- 30) 糖業の調査や試験研究の成果は『琉球新報』や『砂糖月報』に投稿され, それらの論説と国頭農学校での講義録などに基づいて『沖縄県糖業論』が編集されている。仲吉朝助『沖縄県糖業論』(嘉数詠清, 1907年, 凡例1ページ)を参照。
- 31) 同上書, 2ページ。
- 32) この点から沖縄の農業は, 多収性の甘藷を栽培して食べ, 換金性の高い甘蔗を栽培して売るという図式をとっていることになる。西原文雄, 前掲書, 1991年, 16~7ページ。
- 33) 琉球政府編『沖縄県史』, 第20巻(資料編10), 琉球政府, 1967年, 556~63ページ; 渋谷義夫「旧慣期沖縄における農民的経営の展開—甘蔗糖業に焦点を据えて」(三好正喜教授定年退官記念事業会編『小農の史的分析—農史研究の諸問題』, 富民協会, 1990年, 186~202ページ)。
- 34) 琉球政府編『沖縄県史』, 第16巻(資料編6), 琉球政府, 1967年, 503ページ。
- 35) 仲吉朝助・黒岩恒「製糖者諸君に告く(砂糖製造の火度に就きて)」(同上書, 571~3ページ)。
- 36) これは沖縄史研究者の比嘉が, 古書店で購入した『沖縄県糖業論』の扉に「特に第七章を閲読せられんことを望む著者」と書かれてあったということからも明らかである。比嘉春潮, 前掲書, 1971年, 97ページ。
- 37) 当時の農事研究・教育機関については, 田港朝昭・金城功・福仲憲・野原全勝「県経済の近代化」(沖縄県編『沖縄県史』, 第3巻(各論編2), 沖縄県, 1973年, 434~6ページ)。
- 38) 太田も組合による組織化に期待して, 取引の改良を強調する。太田朝敷「組織改良の時代」(比屋根輝夫・伊佐眞一編『太田朝敷選集』, 中巻, 第一書房, 1995年, 128~9ページ); 石田正治『沖縄の言論人 大田朝敷—その愛郷主義とナショナリズム』, 彩流社, 2001年, 105~42ページ。
- 39) 貢糖と買上糖という制度が温存された理由には原蓄財源説, 国内産糖確保説, 市場機構未整備説, 検査体制の勧業政策的利用などがある。渋谷義夫「旧慣期沖縄における糖業政策」(『南九州大学園芸学部研究報告』, 第18号, 1988年, 111~20ページ)。
- 40) 労働面でも独特的の組織が生み出される。甘蔗の収穫作業は, 一部の地域を除き人力収穫が中心であり, 甘蔗作の全労働時間の55~65%を占める重労働であるので, そこにユイマールという相互扶助の労働組織が生まれる。現在も継続的に組織が機能している地域がある。宮西郁美「波照間島ユ

イマールにみる協同労働組織の実態と新たな機能」(『農業経済研究』, 第77卷1号, 2005年, 36~46ページ)。

- 41) 謝花昇「沖縄糖業論」(知念善栄編, 前掲書, 1983年, 261ページ; 伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 74ページ)。
- 42) 仲吉朝助, 前掲書, 1907年, 113~7ページ; 金城功「明治期の沖縄の糖業」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』, 沖縄歴史研究会, 1970年, 123~8ページ)。
- 43) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策(二)」(琉球政府編『沖縄県史』, 第16卷(資料編6), 琉球政府, 1967年, 877ページ)。
- 44) 「砂糖取引」(明治34年6月17日) (同上書, 309~10ページ)。
- 45) 仲吉朝助, 前掲書, 1907年, 180~200ページ。
- 46) 仲吉朝助氏談「糖業雑話」(琉球政府編『沖縄県史』, 第16卷(資料編6), 琉球政府, 1967年, 635~6ページ)。
- 47) 太田朝敷『沖縄県政五十年』, おきなわ社, 1957年(再版), 172~4ページ。
- 48) 『琉球新報』, 明治40年12月22日。
- 49) 「解散後の糖商と当局」(『琉球新報』, 明治39年4月18日)。
- 50) 社団法人糖業協会『近代日本糖業史 上巻』, 効草書房, 1962年, 277~333ページ。
- 51) 1906(明治39)年の国税では, 砂糖消費税の他に, 地租(26%)と沖縄県酒類出港税(25%)が大きな割合を占めている。「沖縄県統計集成」(琉球政府編『沖縄県史』, 第20卷(資料編10), 琉球政府, 1967年, 368~72ページ)。
- 52) この点は謝花が「砂糖課税法実施後三四年間は消費税にあらずして製糖業者の直接負担となるべし」と述べ, 実際には消費税ではなく生産税になると予測していた。謝花昇「砂糖消費税法案に対する調査」(『中央農事報』, 第12号, 1901年, 50ページ)。
- 53) 太田朝敷, 前掲書, 1957年, 220~1ページ。
- 54) 比嘉春潮, 前掲書, 1971年, 98~9ページ。
- 55) 仲吉朝助『琉球産業資料 糖業と舊慣諸制度』, 沖縄砂糖同業組合, 1933年, 序。
- 56) 仲吉朝吉「琉球の地割制度」(『史学雑誌』, 第39編5・6・8号, 1928年, 441~66・578~602・797~830ページ)。なお西原文雄によれば, この「琉球の地割制度」の元になったと思われる稿本『琉球(の)土地制度』があったのではないかとされる。西原文雄, 前掲書, 1991年, 174~5ページ。
- 57) 仲吉朝助「琉球の地割制度」(『史学雑誌』, 第39編5号, 1928年, 456~7ページ)。
- 58) 仲吉朝助「琉球の地割制度(第三回)」(『史学雑誌』, 第39編8号, 1928年, 830ページ)。
- 59) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策(一二)」(琉球政府編『沖縄県史』, 第16卷(資料編6), 琉球政府, 1967年, 895ページ)。
- 60) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策(五)」(同上書, 883ページ)。
- 61) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策(七)(八)(九)(一〇)(一一)」(同上書, 885~95ページ)。
- 62) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策(一二)」(同上書, 896~8ページ)。
- 63) 太田朝敷「原勝負」(比屋根輝夫・伊佐真一編, 前掲書, 1995年, 154~8ページ)。
- 64) 抽稿, 前掲論文, 2006年, 38~9ページ。
- 65) 太田朝敷「本県の生産機関」(比屋根輝夫・伊佐真一編, 前掲書, 1995年, 204~6ページ)。
- 66) 抽稿, 前掲論文, 2006年, 35~6ページ。

- 67) 仲吉朝助「県下経済状態の概要（上）」（琉球政府編『沖縄県史』、第17巻（資料編6）、琉球政府、1968年、384～5ページ）。
- 68) 仲吉朝助「県下経済疾弊の原因」（同上書、399～401ページ）。
- 69) 同上論文、401ページ。
- 70) この点は謝花も同様の意見をもっている。謝花は1893（明治26）年9月に農事試験場公会堂において「甘蔗敷地に就て」という講演を行っている。謝花はこの講演のなかで「工芸作物ハ農家年中ノ食物作物ヲ栽培シタル残余ニアラサレハ栽植スヘキ者ニアラス」と述べ、沖縄農業が甘蔗に偏重していると批判する。
- 71) 太田朝敷「沖縄産業の三大缺陷」（比屋根輝夫・伊佐真一編、前掲書、1995年、474～82ページ）。

Tyoujo Nakayoshi and Encouraging Agriculture Theory

—— The Beginning of Modern Agricultural Science ——

Nobuhisa NAMIMATSU

Abstract

Tyoujo Nakayoshi (1867-1926) is not famous so much as Noboru Jahana (1865-1908) in the history of Okinawa Studies, because the former didn't have an eventful life and his research results were not related to the development of modern agricultural science.

Nakayoshi learned agricultural science in Agricultural College, not as a regular student but as a student in a special course. The purpose of special course was to train businessmen and agriculturalists. Nakayoshi returned to Okinawa after graduation from college, and became local civil servant. The prefectural office has given him many assignments. He made many official trips to a group of islands in Okinawa, and made investigations into farming, land question, and traditional practices. He not only gathered materials on the land question, but also made some scientific experiments on sugar production. No one but him handed down to posterity records. Nakayoshi's research results gave guidance to the younger generation. His works has been, as it were, the foundation of agriculture study in Okinawa.

Nakayoshi's view of encouragement of agriculture was intended for land question, agricultural finance, and sugar distribution system. His view was based on modern agricultural science. Modern agricultural science had some faults, but held rationality on agricultural management and technology. He was perplexed with difference between theory and practice. He made many investigations and gathered many materials because he tried to grasp practice. These results became valuable data on the agriculture research in Okinawa.

key words: Tyoujo Nakayoshi, Noboru Jahana, Agriculture Research, Sugar Industry, Land Share System